

議案第 127 号

平成 26 年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 26 年度三重県伊賀市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支		出		
( 科 目 )	(既決予定額)		(補正予定額)		( 計 )
第 1 款 病院事業費用	4,120,953 千円		40,133 千円		4,161,086 千円
第 1 項 医業費用	3,642,995 千円		40,204 千円		3,683,199 千円
第 3 項 訪問看護 ステーション事業費用	25,717 千円		△ 71 千円		25,646 千円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収		入		
( 科 目 )	(既決予定額)		(補正予定額)		( 計 )
第 1 款 資本的収入	317,242 千円		0 千円		317,242 千円
第 1 項 企業債	194,400 千円		0 千円		194,400 千円

  

	支		出		
( 科 目 )	(既決予定額)		(補正予定額)		( 計 )
第 1 款 資本的支出	426,340 千円		0 千円		426,340 千円
第 1 項 建設改良費	197,100 千円		0 千円		197,100 千円

第 4 条 予算第 5 条に定めた企業債を次のように改める。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
医療器械 整備事業	千円 64,800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金等につい て、利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該見 直し後の利 率)	政府資金及び特定 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、債権者との協 定によるものとし る。ただし、企業財 政の都合により据 置期間及び償還期 限を短縮し、若しく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。	千円 42,700	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
病院施設 整備事業	129,600				139,300			
その他備品 整備事業	0				12,400			
計	194,400				194,400			

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	2,137,032 千円	17,988 千円	2,155,020 千円

第6条 予算第10条の債務負担行為を次のように改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
地域医療学講座（寄附講座）経費	平成26年度から 平成29年度まで	45,000 千円
薬品購入料、院内清掃委託及び臨床検査業務委託等 経費	平成26年度から 平成27年度まで	545,254 千円

平成26年12月3日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄